

生活衛生資金貸付の制度一覧

生活衛生資金貸付

一般貸付

振興事業貸付

生活衛生改善貸付(衛経)

特別貸付

生活衛生セーフティネット貸付

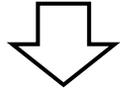
衛生環境激変特別貸付

生活衛生企業再生貸付

生活衛生関係営業挑戦支援
資本強化特別貸付

・経済・社会環境等の変化に対し、生衛業者がスムーズに対応できるよう、特定の目的のために作られた貸付

- 一般貸付
生活衛生関係業者が、設備の設置等を行う際に要する資金の貸付
- 振興事業貸付
厚生労働省から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員に対する貸付
- 生活衛生改善貸付
生活衛生同業組合等の推薦を受けた小規模事業者に対し、経営改善するための資金を無担保・無保証人で貸付する制度
- 災害貸付
災害からの復旧・再開のために必要な資金の貸付(常時取扱っている制度ではなく、災害の発生時に実施)



特例貸付

環境対策関連貸付

新企業育成・事業安定等貸付

健康・福祉増進関連貸付

・一般貸付及び振興事業貸付における貸付条件に特例を定めた貸付

災害関連

災害貸付 (直接被害者・間接被害者のみ)

生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(※)

生活衛生関係営業危機対応特別貸付 (※)

・一般貸付、振興事業貸付、特例貸付及び生活衛生企業再生貸付において適用可
・直接被害者、間接被害者、その被害者を対象とする

(※)「その他被害者」に対する貸付制度は生活衛生セーフティネット貸付(経営環境変化資金)を適用する

その他特例制度

- ・ 貸上げ貸付利率特例制度
- ・ 経営者保証免除特例制度
- ・ 創業支援貸付利率特例制度